

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書(その2)

		事業年度又は 連結事業年度	年 月 日から	年 月 日まで	法人名								
				前3年以内の控除未済外国税額の明細									
控除対象 外国税額	政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無		有・無		事業年度又は 連結事業年度		控除未済 外国税額 ⑭	当期控除額 ⑮	翌期繰越額 ⑯				
	政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無		有・無		年 月 日から		円	円	円				
	当期において控除する外国税額の計算				年 月 日から		年 月 日まで		年 月 日から		年 月 日まで		円
	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥)	円	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額(別表1の⑮)												
	計 ①+②												
	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の①+ 同表の②))												
	外国税額のうち④の額を超える額 は上段に、④と⑥の合計額を超える 額は下段に												
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③)												
	市町村民税の控除限度額 (別表1の④)												
当期分 の控除 外 國 稅 額	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額(別表1の②)は上段に、 ②は下段に)	(イ)											
		(ロ)											
	計 (⑥+⑧)(イ)は上段に、⑦+⑧(ロ)は 下段に)												
	当期分の控除外国税額 (⑤又は⑨の各段のうち少ない額)	(イ)											
		(ロ)											
	前3年以内の控除未済外国税額	(イ)											
		(ロ)											
当期分として算定した法人税割額 (⑫若しくは⑬又は第6号様式の⑦-⑧-⑨)													
当期において控除する外国税額(⑫ 若しくは(⑩+⑪)のうち少ない額又は ⑬及び⑭)													
各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額の明細													
事務所又は事業所			従業者数 又は補正 後の従業 者数	各都道府県ご とに控除すべ き外国税額 ⑯	各都道府県ご とに算定した 法人税割額 ⑰	各都道府県ご とに控除する 外国税額(⑯ 又は⑰のうち 少ない額) ⑲	従業者数 又は補正 後の従業 者数	各市町村ごと に控除すべき 外国税額 ⑳	各市町村ごと に算定した法 人税割額 ㉑	各市町村ごと に控除する外 國税額(㉒ 又は㉓のうち少 ない額) ㉔	各市町村ごと に控除する外 國税額(㉒ 又は㉓のうち少 ない額) ㉔		
特 別 区 以 外	名称	所 在 地	人	円	円	円	人	円	円	円	円		
小 計			㉓				㉔						
特別区				㉕((⑯(イ)+⑰(イ))-⑲)				㉖((⑯(ロ)+⑰(ロ))-⑲)					
合 計				㉗	㉘	㉙		㉚	㉛	㉜	㉝		
					控除未済繰 越額 ㉗-㉙ ㉜				控除未済繰 越額 ㉚-㉛ ㉝				